



山形県公報

平成16年10月8日(金)
第1583号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... ( 児童家庭課 ) ...1101  
 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退..... ( 保健薬務課 ) ... 同  
 結核予防法による指定医療機関の指定..... ( 同 ) ...1102  
 土地改良区の役員の退任の届出..... ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ... 同  
 土地改良区の役員の就任の届出..... ( 同 ) ...1103  
 平成2年3月県告示第300号(山形県港湾施設の概要)の一部改正..... ( 交通基盤課 ) ... 同  
 道路の区域の変更..... ( 庄内総合支庁建設総務課 ) ... 同

### 公 告

県営住宅入居者の一般公募..... ( 最上総合支庁建築課 ) ...1104

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第969号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年10月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.95パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成16年9月10日から適用する。
- 平成16年9月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第970号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成16年10月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地         | 辞 退 の 効 力 発 生 年 月 日 |
|-------------------|---------------|---------------------|
| 矢 吹 病 院           | 山形市本町一丁目6番17号 | 平成16. 8. 8          |

## 山形県告示第971号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成16年10月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定医療機関の名称         | 所在地                 | 指定年月日       |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 有限会社 めぐみ薬局        | 酒田市大字上野曾根字上中割73番地の2 | 平成16. 7. 27 |
| 有限会社 西岡メディカル薬局山形店 | 村山市楯岡二日町7番1号        | 同 8. 3      |
| 矢吹病院              | 山形市本町一丁目6番17号       | 同 8. 9      |
| スマイル薬局長岡店         | 天童市東長岡二丁目8番9号       | 同 8. 17     |
| 特定医療法人徳洲会 山形徳洲会病院 | 山形市清住町二丁目89番6号      | 同 8. 26     |
| ファーマシーゆうき         | 南陽市島貫590番地の14       | 同 8. 30     |
| 高宮薬局              | 最上郡真室川町大字新町128番地の20 | 同           |
| 檜の木薬局上町店          | 山形市上町四丁目8番13号       | 同 9. 1      |
| 調剤薬局ツルハドラッグ天童店    | 天童市大字貫津字楸ノ町2569番地の1 | 同 9. 13     |

## 山形県告示第972号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、天保大川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年10月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所                |
|----------|--------|-------------------|
| 理事       | 五十嵐 繁  | 東田川郡榊引町大字松根字中松根61 |
| 同        | 阿部 伸吾  | 同 大字梳代字西野160      |
| 同        | 小林 正幸  | 同 大字黒川字小在家82      |
| 同        | 渡部 敏美  | 同 大字黒川字上の山89      |
| 同        | 渡部 重一  | 同 羽黒町大字高寺字南畑86    |
| 監事       | 金野 喜久雄 | 同 大字猪俣新田字田屋前153   |
| 同        | 本間 与惣一 | 同 榊引町大字宝谷字菖蒲池155  |

山形県告示第973号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、天保大川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成16年10月8日

山形県知事 高橋 和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所                |
|----------|--------|-------------------|
| 理事       | 五十嵐 繁  | 東田川郡楡引町大字松根字中松根61 |
| 同        | 阿部 伸吾  | 同 大字梳代字西野160      |
| 同        | 小林 正幸  | 同 大字黒川字小在家82      |
| 同        | 渡部 敏美  | 同 大字黒川字上の山89      |
| 同        | 渡部 重一  | 同 羽黒町大字高寺字南畑86    |
| 監事       | 金野 喜久雄 | 同 大字猪俣新田字田屋前153   |
| 同        | 本間 与惣一 | 同 楡引町大字宝谷字菖蒲池155  |

山形県告示第974号

平成2年3月県告示第300号(山形県港湾施設の概要)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課空港港湾室及び庄内総合支庁建設部港湾事務所において縦覧に供する。

平成16年10月8日

山形県知事 高橋 和雄

1 酒田港(1)酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表水域施設Aの項中

「1,130」を「1,460」に改め、同表係留施設Cの項中「30」を「71」に、

|  |                 |     |     |       |   |
|--|-----------------|-----|-----|-------|---|
|  | 小牧排水右岸 - 2.0m護岸 | -15 | 56  | - 2.0 | を |
|  | 宮海船だまり物揚場       | -16 | 507 | - 4.0 |   |

「宮海船だまり物揚場」-16 507 - 4.0に改め、同表保管施設Hの項中

「3,000」を「2,670」に改める。

山形県告示第975号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年10月8日から同年10月21日まで縦覧に供する。

平成16年10月8日

山形県知事 高橋 和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-----------------------|---|------|----------|---------|
| 東田川郡余目町大字余目字矢口109番1から |   | 旧    | 15.0メートル | 120メートル |
| 同 大字払田字村東35番1まで       |   |      | 7.7      |         |
| 同                     | 上 | 新    | 20.0メートル | 同上      |
|                       |   |      | 8.3      |         |

## 公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年10月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称                          | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 敷金          | 摘要                       |                                        |
|-----------------------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|--------------------------|----------------------------------------|
|                             |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え<br>153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え<br>178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え<br>200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え<br>238,000円<br>以下の者 |             |                          | 収入が238,000円<br>を超え<br>268,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アバ<br>ート1号棟(136<br>号室) | 新庄市金沢1601       | 3DK  | 59.2                          | 1    | 一般用 | 11,600<br>円             | 14,100<br>円                            | 16,700<br>円                            | 19,300<br>円                            | 23,300<br>円                            | 26,600<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                        |
| 県営三吉町アバ<br>ート2号棟(244<br>号室) | 同 金沢1612<br>- 2 | 同    | 63.0                          | 1    | 同   | 12,600<br>円             | 15,300<br>円                            | 18,100<br>円                            | 20,900<br>円                            | 25,500<br>円                            | 29,100<br>円 |                          |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年10月12日(火)から同月18日(月)まで(ただし、郵送の場合は、平成16年10月18日(月)までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター(最上事務所)

## 5 入居の時期 平成16年11月中旬

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行  | 誤      | 正                  |
|------------|-----------|-----|----|--------|--------------------|
| 平成13. 4. 1 | 号外(37)    | 9   | 17 | 建設部道路課 | 建設部道路課<br>建設部道路計画課 |

平成16年10月8日印刷  
平成16年10月8日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056